

平成 30 年 5 月 23 日

宮城県環境生活部長殿

<共社第 55 号 平成 30 年 5 月 1 日> 市民への説明要請（通知）の内容に対するご報告

この度平成 30 年 5 月 1 日付にていただきました説明要請<共社第 55 号>に関しまして、下記のように市民への説明を行いましたのでご報告させていただきます。

説明は当法人、石巻・田代島しまおこし隊の公式ホームページに下記内容テキストと画像を掲出することで行っております。

(https://okosi.amebaownd.com/pages/1932197/page_201805181711)

次ページより、ホームページ掲載内容のプリントアウトになります。

ご査収いただけますようお願い申し上げます。

また、ホームページ掲載のご説明は、5 月 18 日に実施いたしましたが、その説明内容に事実誤認がある事が判明し、5 月 21 日に内容の変更を行っております。

その変更に関しても、本日、ホームページに記載を追加いたしました。

本書類は、5 月 23 日日本日時点でのホームページの掲載内容です。

上記内容を、市民への説明内容としてご報告いたします。

NPO法人 石巻・田代島しまおこし隊 HP

HOME NEWS ABOUT LINK お知らせ 市民皆様へのご説明 ver.5.23

市民皆様へのご説明 ver.5.23

<ご説明内容変更のお知らせとお詫び> 2018.5.23 記

以下のご説明は、5/18に初掲載をした後、説明内容に当法人側の事実誤認がある事が判明したため、5/21にご説明内容の変更を行っております。

所轄庁ご担当者が当法人事務所にお越しの際にご提示した資料が何であったかに対する認識に誤りがありましたので、これを修正して、新たに把握された状況の下でのご説明に更新をさせていただいております。

内容をご確認いただく皆様には大変お手数となりまして恐縮でございますが、改めて、以下の内容をご査収たいだけますようお願い申し上げますと共に、事実の誤認がありましたままご説明を差し上げていたことをお詫び申し上げます。

<はじめに>

わたくしたちNPO法人石巻・田代島しまおこし隊は、田代島を起点とした東北の「海からの復興」をテーマに掲げて、2016年にNPO法人として発足いたしました。

2017年は田代島の施設の準備にほとんどを費やしましたが、拠点となる古民家の再生を完了し、また、島に2名が住民票を移して、島住民としてプロジェクトに従事する生活をスタートすることができました。

2018年も引き続き島における環境造成を継続しつつ、新たに1名が島に移住しプロジェクト要員として加わりました。

5月の連休中には、再生した古民家"福猫"で、観光客皆様への食事の提供を開始し140人以上のご利用をいただきました。

予定されていた"福猫"目の前の大泊港へのフェリー停泊が延期になっている状況ですが、夏シーズンの本格稼動に備えて準備を続けています。

また、再生した古民家を拠点としながら、林に飲み込まれていた島の道路周辺を通行可能な状態に整備して、島の観光ルートを復活させる活動を継続しています。

日々の活動にご協力をいただいている全国の皆様に、厚く御礼を申し上げます。

ありがとうございます。

<<本件の案件説明>>

わたくしたちNPO法人 石巻・田代島しまおこし隊の所轄庁である宮城県の環境生活部長殿より<共社第55号 平成30年5月1日>「市民への説明要請について（通知）」を頂きましたことから、その通知内容を皆様にお知らせすると共に、その通知において説明要請いただいている内容につきまして、以下、ご説明をささげます。投稿
<所轄庁からの通知内容>

下記に、所轄庁からいただいた通知書面の画像を掲載いたします。

なお、書面の画像において、所轄庁の電話番号、ファックス番号、Eメールアドレスを判読できないように加工しております。これは、当法人の連絡先と間違えて所轄庁にご連絡が入りご迷惑をかけることが無いようにとの配慮です。あらかじめご了承ください。

特定非営利活動法人石巻・田代島しまおこし隊 理事長 殿

宮城県環境生活部長

市民への説明の要請について（通知）

平成29年7月6日付けの市民への説明要請（以下「平成29年説明要請」という。）に対し、平成29年7月27日に受理した貴法人からの回答を受け、その後、貴法人関係者から直接聴取しました結果、下記の事実が確認されました。

つきましては、下記の確認された事実等について、別添の「宮城県における『特定非営利活動促進法の運用方針』に基づき、市民への説明を実施されるよう要請しますとともに、当部共同参画社会推進課まで書面により報告願います。

市民への説明は、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）の趣旨に鑑み、特定非営利活動法人が自らに関する情報を公開するものです。このため、この要請及び宮城県に提出された文書は、広く市民間において情報が共有されるように、また所轄庁における手続きの透明性を確保する観点から、宮城県のホームページ上に掲載して公表いたします。なお、期限を過ぎても報告がなかった場合もその旨を掲載し公表いたします。

記

1 確認された事実及び説明していただきたい事項

確認された事実		説明していただきたい事項
① 平成30年3月13日に「石巻市田代浜大泊61」を現地確認したところ、同所在に従事している者は、主たる事務所が置かれているとの認識がなかった。		<ul style="list-style-type: none"> ・法第6条に基づく貴法人の現在の住所（主たる事務所の所在地） ・平成29年説明要請に対する貴法人の説明以降、現在の貴法人の住所に至るまでの変更経過（変更年月日、変更地等）及びその事実が確認できる書類（法人登記事項証明書等）
② 上記①の移転先には、前事業年度の事業報告書、役員名簿及び定款等を備え置いていなかった。 【法第28条第1項、第2項及び第3項に違反】		<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年説明要請に対する貴法人の説明以降の法第28条第1項及び第2項に定められた事務所に備え置くべき書類の備え置き状況。 ・法第28条第3項に定められた書類の閲覧の請求があった場合の対応状況

【参考：平成29年説明要請に対する法人回答】

貴法人からは、法人の主たる事務所の所在地は「宮城県石巻市住吉町1-6-20」で、前事業年度の事業報告書、役員名簿及び定款等の備え置くべき書類を備えていなかったことを認め、「必要書類を完備して現状を改善します（7月24日までに設置予定）」と回答があった。

（その後、平成30年3月2日に貴法人関係者から、主たる事務所は9月に「石巻市田代浜大泊61」へ移転済であるとの確認がとれたもの）

【参考】

○特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）（抄）

（住所）

第六条 特定非営利活動法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（事業報告書等の備置き等及び閲覧）

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（以下「事業報告書等」という。）を作成し、これらを、翌々事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

- 2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿並びに定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。）を、その事務所に備え置かなければならない。
- 3 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。
 - 一 事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第三十条及び第四十五条第一項第五号イにおいて同じ。）
 - 二 役員名簿
 - 三 定款等

○組合等登記令（昭和39年政令第29号）（抄）

（設立の登記）

- 第二条** 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内にしなければならない。
- 2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 目的及び業務
- 二 名称
- 三 事務所の所在場所
- 四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- 六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

（変更の登記）

- 第三条** 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。
 - 3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から二月以内にすれば足りる。

2 その他説明していただきたい事項

- (1) 1の①及び②の適正化に向けた今後の対応及び改善策等
(2) 貴法人による市民への説明の実施方法

3 市民に対する説明

(1) 説明の実施方法

市民への説明は貴法人として自主的に実施されるべきものであり、実施方法については、貴法人の検討に委ねられるものです。参考例としては以下のものがあります。

〔例〕

- ・ 貴法人の事務所における誰でも閲覧可能な状態での説明文書の掲示、備置き及びニュースレター等への掲載
 - ・ 貴法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
 - ・ 適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の案内を予め周知しておくのが望ましいと考えられます。）

(2) 説明の期限

平成30年5月18日(金)

(3) 共同参画社会推進課への書面による報告送付期限

平成30年5月25日(金)※必着(代表者記名押印)

4 提出先・連絡先

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県環境生活部共同参画社会推進課

NPO・協働社会推進班

＜本件の概要説明＞

この度、わたくしたちNPO法人の事務所について、所轄庁である宮城県の環境生活部長殿より、市民皆様への説明要請をいただきました。

以下、まず本件の概要を大まかにご説明いたします。

わたくしたちがNPO法人の事務所として設置している施設や人員等が、所轄庁の指標とする事務所としての機能・体裁を満たすことができていない為に、わたくしたちの事務所の場所、及び内容等について、市民皆様への説明を要請いただいているのが本件であるというのが、わたくしたちの認識です。

わたくしたちの事務所は現在、このホームページにも記載しているとおり田代島の古民家に置いています。

その住所は、宮城県石巻市田代浜大泊61です。

また、その事務所とは別途石巻市内に、NPO法人としての事務機能を果たすことを専門とする施設を鋭意準備中。現在、水道と電気の工事を終了して、事務所内の装備を整えている段階であり、本夏中に稼働開始の予定です。

実際わたくしたちは、石巻市の田代島に、今後の活動の拠点を築く事を最優先して資金や労力を投入してきてしまったので、NPO法人の事務所としての施設各種機能の充実がおろそかであった事を反省しております。

我々の活動は田代島という離島・・・石巻港からの公共輸送は1日3便のフェリーしかない場所に、海と共に生きる、学習や観光の拠点を築けるかどうかが、存在意義を決定する鍵になっていたので、そこへの注力が主となっ

ておりました。

今春、田代島の施設には一定のメドがついたことで、遅きに失しましたが、事務所の設備拡充へも組織の各種資源を振り分け始めることができるようになって参りました。

これまで、デジタル通信時代の恩恵を活用して、ノマドワーク的な考え方を取り入れながら必要経費を抑える形でNPO法人の事務的な作業を行ってまいりましたが、今年度は石巻のリアルな事務所に関しても充実させていく予定です。

それでは、下記にて、説明要請事項に関して、一問一答の形で具体的にご説明をさせていただきます。

個別説明

<説明していただきたい事項 1-①-1項>

Q：法第6条に基づく貴法人の現在の住所（主たる事務所の所在地）

A：〒986-0023 宮城県石巻市田代浜大泊61

これが、当法人の現在の主たる事務所の所在地です。

田代島において再生した古民家がこの住所です。

<説明していただきたい事項 1-①-2項>

Q：平成29年説明要請に対する貴法人の説明以降、現在の貴法人の住所に至るまでの変更経過（変更年月日、変更地等）及びその事実が確認できる書類（法人登記事項証明書等）

A：当法人の主たる事務所の所在地変遷に関して、前後の関連状況と合わせて以下にてご説明いたします。

（1）2016年（H28年）4月26日登記時の事務所の住所

宮城県石巻市住吉町一丁目6番20号

<解説>

上記住所は、当法人会員宅の住所でもありました。

その会員は石巻と田代島の事情に通じ、また幅広い人脈もお持ちの方で、石巻・田代島で当法人が活動する際のキーマンであり、また、全面的な協力を申し出て下さっていたことから、この会員宅を事務所として使わせていただく事になったものです。

（2）2017年（H29年）8月1日より、現在に至るまでの住所

宮城県石巻市田代浜大泊61

<解説>

2017年（H29年）6月から7月にかけて所轄庁とやりとりする中で、所轄庁ご担当者が当法人の事務所（住吉町、上記（1）の場所）に訪問され、その際「個人宅が事務所というのはよろしく無い」とのご指導を受けました。

当時、わたくしたち法人の管理もしくは影響下で、石巻における個人宅ではない施設は田代島にある改修を終えた古民家だけでしたので、取り急ぎ田代島の古民家を事務所とする事にいたしました。

当法人の主たる事務所は、当法人の定款第2条において「石巻市内に置く」と定めておりました。故に、当法人の事務所を（1）の住吉町から（2）の田代浜に移転するにあたっては定款の変更は必要がなく、事務所の移転を所

轄庁にご連絡するだけで良い・・・それが当法人内での住所移転に必要な手続きに関する認識でしたが、それが誤りだということを先日認識致しました。

しかし、当時は上記の事務所の移転を所轄庁にご報告するだけで良いと考えておりましたので、事務所に備えるべき必要書類を準備し新事務所施設に発送して、その書類が到着した後、2017年8月1日を持って、事務所の移転として引き続きプロジェクトを進行しておりました。

並行して、当初設置を計画しているながら事情により停滞していた、石巻市の門脇町への当法人の事務所施設設置の計画を再び進める算段を進めました。

<所轄庁への事務所移転届けの不備があった>

上記8月1日からの事務所の移転に関しては、所轄庁に届け出する必要があるとの認識がありましたが、それを曖昧にしたまま運営を進めておりました。NPO法人の運営に不慣れな事からこのような不備がありましたことを、この場でお詫び申し上げます。

<法人登記内容の変更の不備があった>

また、上記に先立ちまして、事務所移転に際しては、そもそも社員総会による決議と法務局における事務所変更届が必要である事を認識しておらず、この手続きが行われていない状態でありますことを、お詫び申し上げます。

従いまして、今回、2018年5月17日に取得し下記にて提示しております法人登記事項証明書には、古い住所が記載されたままになっております。

この法人登記に関しては、現在、社員総会を含む住所変更作業の途中であり7月内には変更手続きが完了する見通しです。

こちらの件に関しましても、NPO法人運営に不慣れなことから作業に大幅な手違いが生じておりますことをご報告し、この場でお詫びさせていただきます。

申し訳ございませんでした。

(3) 今後に関して

当法人としては主たる事務所を、最終的に石巻市門脇町に移転する意向であり、現在その門脇の事務所施設の準備を進めております。

それにより、現在、島施設の運営要員とNPO法人の事務作業要員が兼務をしている状態から、NPO法人事務所作業に専従する要員を配置できるようになり、効率や正確性を改善することができます。

以上、(1)～(3)の内容が、現時点で当法人の事務所所在地に関してのご説明になります。

何れにしても、当法人の事務所移転に関してはその経緯において正規の手続きが取られておらず、発足時の事務所から移転が出来ていない状況であるともいえる状態が現時点であります。この状況を、6月に開催される社員総会を機に解消いたします。

事務所移転に関しては、今後も逐次皆様にご報告をさせていただきます。

<上記説明関連資料>

通知書面、1の①の2項にある、「(法人登記事項証明書)」の書面画像を掲示いたします。

上の2枚は、直近の2018年(H30年)5月17日発行のもの。

下の2枚は、NPO発足当時2016年(H28年)5月17日発行のもの。

なお、書面に記載されている各理事の住所に関してはその一部を判読できないように加工しております。これは、本件説明に直接関係が無い要素であること、また、昨今の世相を鑑み、理事の中に若い女性が居ることから各個人の安全に配慮しての処置です。あらかじめご了承ください。

履歴事項全部証明書

宮城県石巻市住吉町一丁目6番20号
特定非営利活動法人石巻・田代島しまおこし隊

会社法人等番号	3700-05-008996
名 称	特定非営利活動法人石巻・田代島しまおこし隊
主たる事務所	宮城県石巻市住吉町一丁目6番20号
法人成立の年月日	平成28年4月26日
目的等	<p>目的及び事業</p> <p>この法人は、石巻市の豊かな自然や海洋資源と「猫の島」という特色を持った田代島の魅力を世界に向けてアピールし、空き地と空き家を活用しながら自然の中での滞在と学びを子供たちや大人に提供する事業を行うことで、豊かな感性を持った人材の育成を図り、石巻市及び田代島の活性化と海洋レジャーの振興に寄与することを目的とする。</p> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 観光の振興を図る活動 (2) まちづくりの推進を図る活動 (3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 (5) 環境の保全を図る活動 (6) 地域安全活動 (7) 子どもの健全育成を図る活動 (8) 経済活動の活性化を図る活動 (9) 就業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 観光客や島民のための宿泊施設、飲食店の運営事業 (2) 海洋学習イベントの開催、海洋学習施設の運営事業 (3) 空き地及び空き家問題改善事業 (4) 環境保全、森林保護事業 (5) 田代島の魅力発信、地域おこしイベントの開催事業 (6) 地域住民の生活支援事業 (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
役員に関する事項	<p>監修者(監修者登録番号: 000000000000000000)</p> <p>理事　道　狩　道　夫</p> <p>監修者(監修者登録番号: 000000000000000000)</p> <p>理事　佐　藤　健　雄</p> <p>監修者(監修者登録番号: 000000000000000000)</p> <p>理事　菅　原　寛　子</p>

（略）

（略）

（略）

（略）

これは住居場に記録されて、その記録されていて、か、多處に記録されていて、か、
（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）



（略）

履歴事項全部証明書

宮城県石巻市住吉町一丁目6番20号
特定非営利活動法人石巻・田代島しまおこし隊

会社法人等番号	3700-05-008996
名 称	特定非営利活動法人石巻・田代島しまおこし隊
主たる事務所	宮城県石巻市住吉町一丁目6番20号
法人成立の年月日	平成28年4月26日
目的等	<p>目的及び事業</p> <p>この法人は、石巻市の豊かな自然や海洋資源と「島の島」という特色を持つ田代島の魅力を世界に向けてアピールし、空き地と空き家を活用しながら自然の中での滞在と学びを子供たちや大人に提供する事業を行うことで、豊かな感性を持った人材の育成を図り、石巻市及び田代島の活性化と海洋レジャーの振興に寄与することを目的とする。</p> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行ふ。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 観光の振興を図る活動 (2) まちづくりの推進を図る活動 (3) 奥山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 (5) 環境の保全を図る活動 (6) 地域安全活動 (7) 子どもの健全育成を図る活動 (8) 経済活動の活性化を図る活動 (9) 就業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 観光客や島民のための宿泊施設、飲食店の運営事業 (2) 海洋学習イベントの開催、海洋学習施設の運営事業 (3) 空き地及び空き家問題改善事業 (4) 森林保全、森林保護事業 (5) 田代島の魅力発信、地域おこしイベントの開催事業 (6) 地域住民の生活支援事業 (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
役員に関する事項	<p>理事 豊狩 達夫</p> <p>理事 佐藤 健雄</p> <p>理事 菅原 麻子</p>

宮城県石巻市住吉町一丁目6番20号
特定非営利活動法人石巻・田代島しまおこし館

資産の額額	金0円
登記記録に関する事項	設立 平成26年 4月1日

これは登記簿に記録されている認識されていない事項の全部であることを証明した書類である。

平成28年 5月17日
仙台法務局





<説明していただきたい事項 1-②-1項>

Q：平成29年説明要請に対する責法人の説明以降の法第28条第1項及び第2項に定められた事務所に備え置くべき書類の備置き状況。

A：上記質問にある第28条1項と2項にある備え置くべき書類は、法の条文を見ると

1項に指定の書類

- ・前事業年度の事業報告書
- ・計算書類及び財産目録
- ・年間役員名簿（氏名・住所又は居所、報酬有無）

2項に指定の書類

- ・役員名簿
- ・定款等（並びに認証及び登記に関する書類の写し）

3項に指定の書類（市民閲覧用）

- ・事業報告書等
- ・役員名簿
- ・定款等

であると、読み取れます。

当法人では、NPOの必要書類作成に不慣れであることから、NPOの書類作成に長けた行政書士にも依頼して、平成29年度の活動に関する上記書類を作成し、H29年（2017年）7月中に事務所に設置しておりました。

しかし、今回、その書類を、訪問された所轄庁職員の方にご提示したところ、不備があるということでご指摘を受けております。

これは、当法人の職員が、ご提示すべき書類を誤って、別の書類を用いていたことによる事態でした。

上記、しかるべき書類の備えができておりませんでしたことを、深くお詫び申し上げます。

この状況を改善すべく、改めて、当該書類を準備し、また、職員への教育も行って、2018年6月上旬を目安に事務所において書類閲覧が可能な体制を整えるように進めております。

また、今回起きた状況は、わたくしたちの活動が、田代島の拠点建設に重きを置くあまり、NPO法人事務の作業が手薄になってきたという状況にも一因があると考えて反省をしております。

従いまして、引き続き当法人の主たる事務所を石巻市門脇町に設置し、よりNPO法人事務業務に適した環境を整備することに注力いたします。

<説明していただきたい事項 1-②-2項>

Q：法第28条第3項に定められた書類の閲覧の請求があった場合の対応状況

A：2018年6月15日までに事務所に書類を完備の予定。

それ以前に資料閲覧のご請求があった場合は、個別のご対応にて書類閲覧のご希望にお答えいたします。

問い合わせ連絡先：0225-98-2077

＜説明していただきたい事項 2-（1）＞

Q：①の適正化に向けた今後の対応及び改善策

A：（①に関して）

今夏より、主たる事務所の所在地を田代島から門脇町に移し、事務所のスタッフを島施設のスタッフ兼務の状態から事務所専従スタッフとすることで事務所機能の向上を図ることで改善いたします。

A：（②に関して）

現事務所に、再度、精査した該当資料を備えると共に、上記①の説明と同様、主たる事務所を新設し専従スタッフを配置することで、事務所の機能を向上させることで改善をいたします。

＜説明していただきたい事項 2-（2）＞

Q：貴法人による市民への説明実施方法

A：本件の説明に関しては、当法人が運営するホームページにおいて、ご説明文章と資料などを掲載することで実施いたします。

ホームページURL

<https://okosi.amebaownd.com/>

説明文章掲載ページ

<https://okosi.amebaownd.com/posts/4224369>

追記

・上記説明は、5/18に掲載を開始しましたが、その後、説明内容における事実誤認がある事が分かり、5/21に内容修正を行っております。

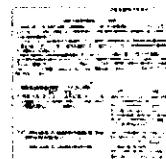
また、内容にわかりづらい点があるとのご指摘を受けて、5/21に一部ご説明文章の修正も行っております。

NPO法人 石巻・田代島しまおこし隊 HP

東北の海からの復興を目的として、津波の被害者が一番多かった石巻市とその離島の田代島で活動を続けてい
るNPO法人とその会員の活動内容発信のためのWEBサイトです。少子高齢化で地方都市、自治体が今後大き
な困難期に入ってゆくのが明確な中、今までの延長上の復興策では追いつかない事を悟った仲間たちが力を合
わせています。全国に支援して下さる方がいらっしゃいます。いつもありがとうございます！

W フォロー

記事一覧



市民の皆様へのご説明

2018.05.18 23:11

田代島で年越しそばを。

2018.01.06 09:36

以上、ご報告資料として提出いたします。

平成30年5月23日

NPO 法人 石巻・田代島しまおこし隊 代表理事

万歳 万字 達夫
